

地方税法の一部を改正する法律案要綱

東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のため、固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに個人住民税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税等に係る特例措置等を講ずることとし、次のとおり地方税法の一部を改正するものとする。

一 道府県民税及び市町村民税

1 東日本大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、平成二十二年において生じた損失の金額として、平成二十三年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができるものとする（附則第四十二条関係）

2 東日本大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額のうち雑損控除額の控除を適用して総所得金額等から控除しても控除しきれない金額についての繰越期間を三年から五年に延長するものとする（附則第四十三条関係）

3 事業所得者等の有する棚卸資産、事業用資産等につき東日本大震災により生じた損失（以下「被災事

業用資産の損失」という。)を有する者の被災事業用資産の損失による純損失の金額及び平成二十三年において生じた純損失の金額のうち次に掲げるものの繰越期間を三年から五年に延長するものとする。 (附則第四十四条関係)

(一) 青色申告者でその有する事業用資産等の中に被災事業用資産の占める割合が十分の一以上である者は、被災事業用資産の損失による純損失を含む平成二十三年分の純損失の総額

(二) 白色申告者でその有する事業用資産等の中に被災事業用資産の占める割合が十分の一以上である者は、被災事業用資産の損失による純損失と変動所得に係る損失による純損失の合計額

4 住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用することができるものとする。 (附則第四十五条関係)

5 東日本大震災による被害を受けたことにより財産形成住宅貯蓄等の不適格払出をし、当該不適格払出に係る利子割の額がある場合において、勤労者が、平成二十四年三月十日までに、道府県知事に対し、当該利子割の額の還付を請求したときは、道府県は、当該利子割の額を還付等しなければならないもの

とすること。（附則第四十六条関係）

二 事業税

1 東日本大震災に伴い地方税法の規定に基づく条例の定めるところにより申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、法人事業税の中間申告納付に係る期限と確定申告納付に係る期限とが同一の日となる場合は、当該中間申告納付をすることを要しないとする。 （附則第四十九条関係）

2 事業を行う個人で被災事業用資産の損失を有する者の被災事業用資産の損失による損失金額及び平成二十三年において生じた損失金額のうち次に掲げるものの繰越期間を三年から五年に延長すること。（附則第五十条関係）

(一) 青色申告者でその有する事業用資産等にうちに被災事業用資産の占める割合が十分の一以上である者は、被災事業用資産の損失を含む平成二十三年分の損失の総額

(二) 白色申告者でその有する事業用資産等にうちに被災事業用資産の占める割合が十分の一以上である者は、被災事業用資産の損失の合計額

三 不動産取得税

1 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）の所有者等が、当該被災家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋（以下「代替家屋」という。）を取得した場合において、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第五十一条関係）

2 被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「従前の土地」という。）の所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと道府県知事が認める土地を取得した場合において、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の用に供する土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第五十一条関係）

四 自動車取得税

東日本大震災により滅失し、又は損壊した自動車（以下「被災自動車」という。）の所有者等が、当該被災自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車（以下「代替自動車」という。）を取得した場合に

において、当該取得が平成二十三年三月十一日から平成二十六年三月三十一日までに行われたときに限り、当該代替自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができないものとする特例措置を講ずること。（附則第五十二条関係）

五 軽油引取税

揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置は、その適用を停止すること。（附則第五十三条関係）

六 自動車税

東日本大震災により滅失し、又は損壊した被災自動車の所有者等が当該被災自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合において、当該自動車に係る平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の自動車税を課することができないものとする特例措置を講ずること。（附則第五十四条関係）

七 固定資産税及び都市計画税

1 価格の決定等の課税事務等について、災害その他特別な事情がある場合においては、市町村長等は当

該事務について期日以後に行うことができるものとする。 (第三百八十九条、第四百十條、第四百十五條、第四百十八條、第七百四十三條關係)

2 東日本大震災に係る津波により区域の全部若しくは大部分において家屋が滅失し、若しくは損壊した区域又は浸水、土砂の流入その他の事由により、区域の全部若しくは大部分の土地について従前の使用ができなくなった区域が所在する市町村の長は、当該区域を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならぬものとし、市町村は、当該公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十三年度に係る賦課期日において所在した家屋に対しては、第三百四十二條又は第七百二條第一項の規定にかかわらず、平成二十三年度分の固定資産税及び都市計画税を課さないものとする特例措置を講ずること。(附則第五十五條關係)

3 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十三年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの(以下「被災住宅用地」という。)のうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について、平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市

町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用すること。（附則第五十六条関係）

4 平成二十三年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者等（以下「被災住宅用地の共有者等」という。）が、平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合には、平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している一定の被災住宅用地の全部又は一部のうち家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用すること。（附則第五十六条関係）

5 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた共用土地であった土地に対して課する固定資産税及び都市計画税については、当該土地の各共有者が当該土地の持分の割合等によって按分した額について納付する義務を負うこととする。（附則第五十六条関係）

6 仮換地等に対応する従前の土地が被災住宅用地である場合において、当該被災住宅用地につき土地登記簿等に所有者として登記等がされている者で平成二十三年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者等をもって当該仮換地等に係る所有者とみなされたときは、当該仮換地等に対して課する平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、当該仮換地等を被災住宅用地とみなして課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用すること。（附則第五十六条関係）

7 被災住宅用地の所有者等が、平成三十三年三月三十一日までの間に、当該被災住宅用地に代わるものと市町村長が認める土地を取得した場合における当該取得された土地で新たに固定資産税及び都市計画税が課されることとなった年度、翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する当該各年度分の固定資産税及び都市計画税については、当該取得された土地のうち被災住宅用地に相当する土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用すること。（附則第五十六条関係）

8 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が平成三十三年三月三十一日までの間に当

該滅失し、又は損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は改築した場合における当該家屋に対して課する固定資産税及び都市計画税について、特例の適用を受ける部分に係る税額を最初の四年度分二分の一、その後の二年度分三分の一を減額する特例措置を講ずること。（附則第五十六条関係）

9 東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に平成二十八年三月三十一日までの間に当該滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得し、又は改良した場合における当該償却資産に対して課する固定資産税の課税標準を四年度分その価格の二分の一の額とする特例措置を講ずること。（附則第五十六条関係）

八 軽自動車税

東日本大震災により滅失し、又は損壊した被災軽自動車等の所有者等が当該被災軽自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等を取得した場合において、当該軽自動車等に係る平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の軽自動車税を課することができないものとする特例措置を講ずること。（

附則第五十七条関係）

九 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記一の4の改正は平成二十四年一月一日から、その他の改正は公布の日から施行すること。